

## 不在者投票 いろいろ Q & A

■長期の旅行や仕事の出張などで選挙期間中、遠方に滞在している方は、所定の手続きを行うことにより滞在先の市区町村の選挙管理委員会で「不在者投票」ができます。

■また、結婚・就職・進学・転勤などにより他の市区町村に引っ越して転入届を提出してから3か月未満で、前住所地で転出届を提出してから4か月未満の場合は、旧住所地の選挙人名簿に登録されているので旧住所地で投票することになりますが、遠距離などの理由で投票に行けない場合は不在者投票をすることができます。

### 不在者投票と期日前投票の主な違い

	不在者投票	期日前投票
投票場所	選挙人名簿の登録地以外の市区町村の選挙管理委員会または入所中の病院、施設等で投票します。	選挙人名簿の登録地の期日前投票所で投票します。
投票方法	投票用紙を専用の封筒に入れて厳封し、その封筒を選挙人名簿の登録地の選挙管理委員会に郵送することにより、選挙期日に投票箱に入ります。	選挙期日の投票と同じように選挙人が投票用紙を投票箱に直接入れます。
投票の効力	不在者投票では、選挙期日に選挙権の有無を確認したうえで投函されます。したがって、不在者投票を行った後に死亡等（選挙の種類によっては転出も含む）の事由により選挙権を失った場合は、その投票は無効になります。	実際に期日前投票を行う日に、期日前投票所にある選挙人名簿によって選挙権の有無を確認した上で投票します。したがって、期日前投票を行った後に、死亡等の事由により選挙権を失っても、有効な投票として扱われます。

**Q** 投票日（選挙期日）が18歳の誕生日の場合、期日前投票はできないときでしたが、不在者投票はできるでしょうか？

**A** できます。この場合、不在者投票で17歳のうちに記載した投票用紙が18歳になってから選挙期日に投函されるので、問題ありません。なお、期日前投票では、投票をしようとする日に18歳に達していない場合は投票できません。

**Q** 不在者投票の請求はいつからできますか？

**A** 不在者投票の請求は、告示日（公示日）以前から行うことができます。ただし、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票ができるのは、告示日（公示日）以降になります。

**Q** どうして不在者投票の手続は複雑なの？

**A** 不在者投票制度は、選挙人が本来の投票所以外の場所で選挙期日前に投票できる例外的な制度であることから、不正が行われたり制度が濫用されたりすることを防止するため、法令においてその要件や手続などが詳細に定められています。

不在者投票に関する詳細については、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

**発行**：北広島市選挙管理委員会事務局  
〒061-1192 北広島市中央4丁目2番地1  
☎ 代表 011-372-3311  
FAX 011-373-2903  
E-Mail [senkan@city.kitahiroshima.lg.jp](mailto:senkan@city.kitahiroshima.lg.jp)

選挙の日  
わたしはそこに  
いないけど  
票はいかせる  
不在者投票



# 名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票の手続



選挙の日まで他の町にいても投票できるかな



不在者投票という方法があるから、投票用紙を請求してね

## 1 投票用紙等の請求

選挙人名簿登録地（引き続き3ヶ月以上住民登録している市区町村）の選挙管理委員会へ請求してください。北広島市では、郵送のほか、オンラインによる請求もできます。請求の様式やオンラインのリンク先などは、選挙時に市のホームページでお知らせします。



滞在先に不在者投票証明書や投票用紙などを送ります



投票日に間違いなく投函します



配達は任せて



わかりました、〇〇市へ送ります

お願いします



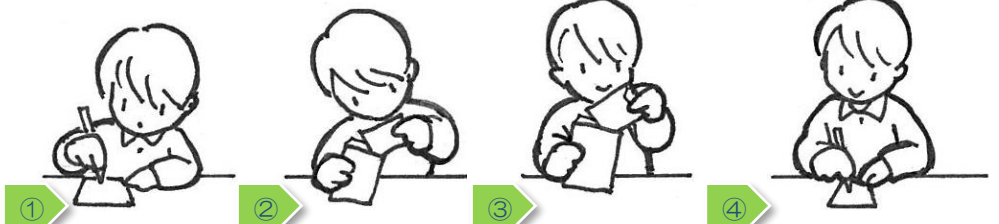
## 2 投票用紙等を受け取る

投票用紙等が郵送されてきますので、受け取ってください。中に入っている封筒は開封せずに滞在地の選挙管理委員会へ。開封すると投票ができなくなります。



不在者投票をしたいのですが

本人確認しますね



①投票用紙に候補者氏名（選挙によっては政党名等）を書いたら、②内封筒に入れて封をし、③内封筒を外封筒に入れて封をし、④外封筒の表に署名をして、⑤管理者に渡します。

## 不在者投票手続 いろいろ 豆知識

- **指定病院等\***における不在者投票（対象：入院・入居の方）手続は上図とほぼ同じ。投票用紙等は病院長等を通じて請求でき、投票は病院長等の管理する場所で行います。
- **郵便等による不在者投票**（対象：一定の障がいを持つ方）名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に投票用紙など必要書類を請求、自宅など自分のいる場所で交付された投票用紙に記載し、これを郵便等によって名簿登録地の市区町村選挙管理委員会へ送付します。

- **国外における不在者投票**  
法律の規定に基づき国外に派遣される組織のうち、総務大臣により「特定国外派遣組織」として指定された組織に属する選挙人が、国外において不在者投票管理者（当該組織の長）の管理下で行う投票制度です。
- **洋上投票**  
指定船舶\*に乗船する船員・実習生が行える不在者投票手続のうち、船舶からファクシミリで投票するものをい

- い、ファクシミリ投票用紙の交付を受けるなどの事前手続きが必要です。対象となる選挙は衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙です。
- **南極投票**  
国が行う南極地域における科学的調査の業務を行う組織に属する選挙人がファクシミリで投票する制度。対象となる選挙は、洋上投票と同じく衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙です。

\*指定病院等：都道府県の選挙管理委員会が不在者投票のために指定した病院・老人ホーム等

\*指定船舶：一定の業務や航行区域を持ち、日本国外の区域を航海する船舶